



## 家畜衛生情報

### 消石灰散布の写真と定期報告の提出をお願いします

令和4年12月末以降、県から消石灰の配布を受け農場内の消毒を実施した農場は、その消石灰を散布した写真の提出が必要となりますので農場を管轄する家畜保健衛生所へ速やかに提出をお願いします。

また、毎年ご報告いただいている定期報告につきましても家畜保健衛生所が指定する期日までの提出をお願いします。

#### 定期報告とは

家さんの所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、2月1日時点の飼養状況等の報告を義務づけられています。

※ 飼養状況等・・・所有者氏名、飼養衛生管理者氏名、住所、家畜の頭羽数等

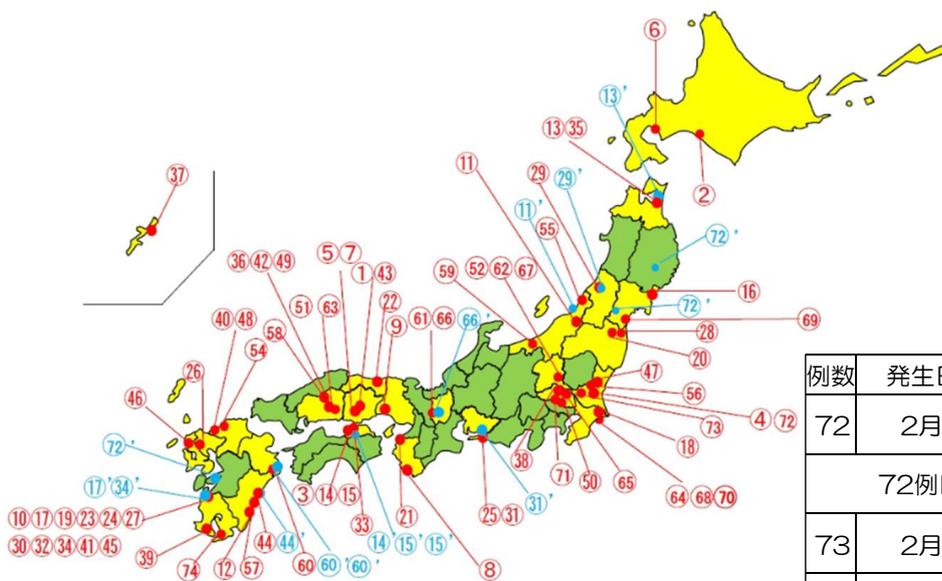


**飼養衛生管理マニュアルに変更があった場合は添付してください。**

各農場で作成された飼養衛生管理マニュアルに変更があった場合は添付して、提出してください。(変更がなければ提出不要です。)

### 家さんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況（2月2日～2月7日）

出典：農水省HP（R5. 2. 8時点）



例数	発生日	所在地	飼養状況
72	2月2日	茨城県 かすみがうら市	ほろほろ鳥 約4800羽
		72例目疫学関連農場	3農場 500羽
73	2月3日	茨城県 八千代町	採卵鶏 約111万羽
74	2月3日	鹿児島県 鹿屋市	育雛(肉用種鶏) 約2.4万羽

**【家畜の異状の際は家保に連絡を！（閉庁日は公用携帯に自動転送されます）】**

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232